



2019年

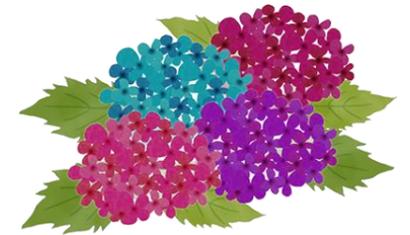
6月

御社の組織活力・生産性UPを促進する

# あおば新聞

No167

編集長：三芳 大介 局長：田島 智 社主：阿久津 渉



## ■まもなく社会保険の定期的な手続き(年に1度)■

今年も社会保険の算定(正式には定時決定)の時期になりました。算定とは 4月、5月、6月支給の給与の総額 を基に、その年の9月分からの社会保険料額を決める手続きです。

当事務所より算定についてのお知らせをメールでお送りいたします(顧問先様によっては郵送でお送りします)。必ず開封のうえ、内容を確認いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がありましたら、あおば事務所までご相談ください。

## ■社会保険の扶養調査■

6月中旬より「被扶養者状況リスト」が協会けんぽから順次発送される予定です。これは就職や収入が増えたことにより、扶養の要件から外れていないかを確認するものです。

なお提出については、同封されている返信用封筒にて「被扶養者状況リスト」を直接、協会けんぽに返送くださいますようお願いいたします。

また「被扶養者状況リスト」の会社控えを、あおば事務所のデータ管理上、FAX又はメールにてお送りください。収入の考え方や記入方法など少しでも疑問がありましたらご相談ください。書類が届いたらとりあえずご連絡をいただいても結構です。ご協力をお願いいたします。

## ■梅雨入り前に■

雨の多い季節となってきました。6月11日は暦の上では「入梅」です。夏が近づき、蒸し暑くなる日も増えるため、事前に対策をうつことができることは早めに取り組んでおきましょう。

- ◆浸水などの災害対策の確認
- ◆湿気などによる不良在庫の発生防止
- ◆郵便物や輸送物の水ぬれ対策
- ◆降雨による自動車事故の防止
- ◆食中毒の防止対策や健康面の管理

異常気象によりこれまでにない災害も起こることがあります。いざという時の連絡先の周知など事前準備をしておくと思いいます。

## ■お知らせコーナー■

<社会保険加入の顧問先様>

①社会保険の随時改定(いわゆる月変)・・・基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合には、該当した支払月の月末までにお知らせいただきますようお願い申し上げます。

②賞与のご連絡・・・各人の賞与額、支給日をメール、FAXでご連絡をお願いします。

\*支給がない場合も届出が必要ですので、ご連絡をお願いします。

## ■賞与計算について■

夏季賞与の時期が近づいてきたため、賞与計算で個人負担分を控除する際の保険料率をお知らせします

①各保険料率 ※健保組合等は下記と違うことがあります。

●健康保険 ⇒ 4.895%(埼玉) 4.95%(東京) 4.92%(茨城)

4.92%(群馬) 4.955%(神奈川)

●介護保険 ⇒ 0.865% (40歳以上65歳未満の方)

●厚生年金 ⇒ 9.15%

●雇用保険 ⇒ 0.3% (建設業は0.4%)

②各保険料の負担額 例) 賞与額 123,456円

●健康保険、介護保険、厚生年金

⇒ 千円未満を切り捨て123,000円としてこの額に①の料率を掛けて計算します。

●雇用保険

⇒ 賞与支給の額面(123,456円)にそのまま料率を掛けて計算します。

③保険料徴収の上限額

●健康保険 ⇒ 1年度で573万円(毎年4月~3月までの賞与額の累計)

●厚生年金 ⇒ 1カ月間の支払額が150万円(同月で2回支払いがある場合はその合計額) 上記の金額を超えた分には保険料が掛かりません。

④退職者(社会保険の資格喪失した方)

◆賞与支払月の途中で退職 ⇒ 社会保険料を控除しません。

◆賞与支払月の末日で退職 ⇒ 社会保険料を控除します。



社会保険労務士法人

あおば労務経営事務所

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾6-6-1 e-mail: mado@aobaroumuoffice.com

TEL: 048-592-0475 FAX: 048-592-0590